

会 議 名	令和元年度 第1回坂出市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和2年2月10日(月) 午前10時00分～午前11時30分
開 催 場 所	坂出合同庁舎4階 大会議室
出 席 者	会 長 綾 宏 委 員 松本茂美, 吉田清志, 藤本和弘, 長尾昌治, 泉佳宏, 川滝浩嗣, 池田拓真
傍 聴 者	なし

## 会議録 (概要)

### 1. 開会

会長挨拶

### 2. 議事

#### (1) 職務代理者の指名について

坂出市空家等対策の推進に関する条例第13条第6項の規定に基づき, 会長より職務代理者が指名された。

職務代理者 吉田清志 委員

#### ○協議会の運営について

##### ●事務局

(資料1, 資料2により事務局説明)

#### (2) 坂出市空家等対策計画の進捗状況について

##### ●事務局

(資料3, 資料4により事務局説明)

●会長

空家に対する認識が高まっているように感じている。一方で、相続問題等により、誰が管理を行うのかということもあり、依然として管理責任意識が希薄なところもあると感じている。空家の所有者等の相続関係の相談に、プライバシーの関係もあり、どこまで応じることができるか、非常に難しいと感じている。

また、空家の管理等の相談に対し、より具体的な内容を、公正公平に行政として提示できるよう、民間事業者と連携を進めているので、今後ともご協力願いたい。

●委員

所有者が空家の解体について消極的となっていることの要因の一つに、解体費が土地の売却価格を上回っており、ほとんどメリットがないことが考えられる。土地の地価上昇につながる施策が一つのポイントになるのではないかと。成功事例をみると、土地の区画整理、道路整備等が成果をあげている。このような施策を検討してほしい。

●会長

区画整理は、どこを行っていくのが難しい。また、非常に時間がかかる。駅前が例に挙げられる。都市計画道路の整備については、検討し進めていきたいと考えている。

市街地の中に空家、空店舗があり、商店街についても検討しなければならない。その中で、皆様に相談し、協力をお願いしたいと考えている。

(3) 坂出市の空家等対策の取組状況について

●事務局

(資料5 1～4について事務局説明)

●会長

資料5 5. 緊急安全措置(条例第12条)の実施について以降の議事内容について、空家の所有者等の個人情報が含まれることから、坂出市空家等対策の推進に関する規則第15条の規定に基づき、会議を非公開としてよろしいかと。

●委員

全員異議なし

以降、非公開。

(4) その他

非公開

3. 閉会